

砺波市サテライトオフィス等家賃補助金

この事業は、市外の事業者が市内において新たな起業や創業につなげることを目的として、サテライトオフィス等の賃借料を一部補助するものです。

1 対象事業者

対象となる事業者の主な要件は下記のとおりです。

- 主たる事業（日本標準産業分類）が次のいずれかに該当すること。

中分類39	情報サービス業
中分類40	インターネット付随サービス業
小分類411	映像情報制作・配給業
小分類726	デザイン業
小分類731	広告業（インターネット広告業に限る）
小分類611	通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。）
細分類9294	コールセンター業

- 設置するサテライトオフィス等内に常時勤務者（本市に住所を有する代表者、役員又は従業員）が1人以上いること。

- 市税等を滞納していないこと。 など

※対象事業者の要件の詳細は市HPをご確認ください。

2 補助対象経費

補助金の対象経費は、補助対象者が設置したサテライトオフィス等の賃貸借に係る経費（敷金、権利金、共益費その他これらに類するものを除く）とします。

3 補助額及び補助対象期間

限度額 月額最大5万円(補助対象経費に2分の1を乗じた額)とします。

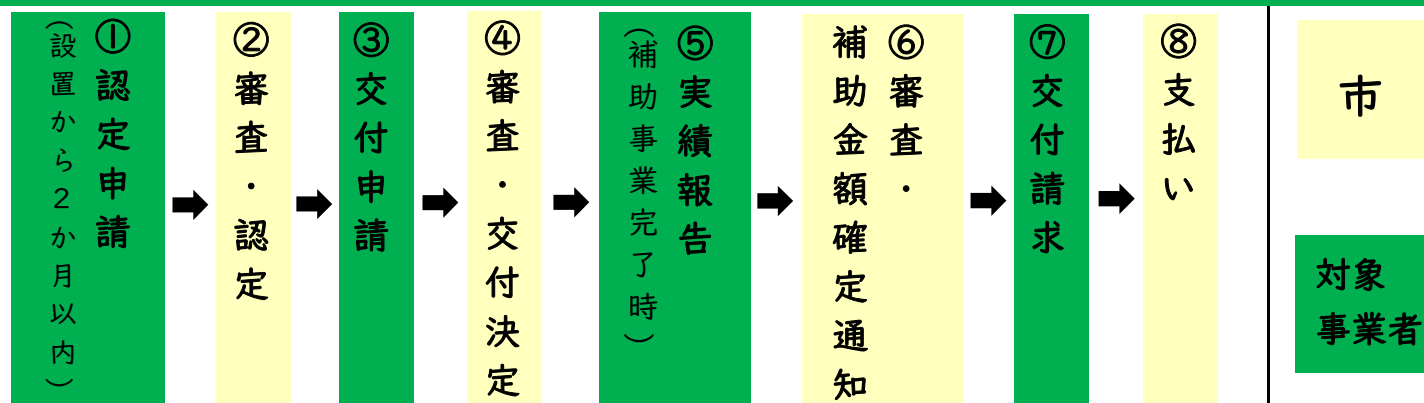
補助期間 最大2年間(サテライトオフィス等の設置日から起算して2年以内)とします。

※補助金の交付は、1事業者につき1サテライトオフィス等の賃貸借に要する経費に限ります。

4 申請方法

下記提出先へ、持参または郵送で提出してください。

5 申請手続きのフロー



提出先 〒939-1398
砺波市栄町7番3号
砺波市役所 商工観光課
問合せ先 0763-33-1392

砺波市サテライトオフィス等家賃補助金

検索

補助金の詳細はコチラから⇒

